

鹿児島市指定介護老人福祉施設等入所指針 運用マニュアル

改正後	現 行	備考
<p>鹿児島市指定介護老人福祉施設等入所指針 運用マニュアル</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 入所判定対象者の選定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特例入所</p> <p>① 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関して、次の点を十分に考慮すること。<u>また、地域の実情等を踏まえ、必要と認め</u> <u>る事情があれば、それも考慮するものとする。</u></p> <p>ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること</p> <p>イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること</p> <p>ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること</p> <p>エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること</p> <p>② (略)</p> <p>4～9. (略)</p>	<p>鹿児島市指定介護老人福祉施設等入所指針 運用マニュアル</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 入所判定対象者の選定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特例入所</p> <p>① 特例入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに関して、次の点を考慮すること。</p> <p>ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること</p> <p>イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること</p> <p>ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること</p> <p>エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること</p> <p>② (略)</p> <p>4～9. (略)</p>	